

総括意見の概要

I 官庁施設整備等の基本的考え方

1 官庁施設の水準確保に向けた基準の設定

- 「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。)第13条第1項に基づき、国土交通省では平成6年12月に「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年建設省告示第2379号。以下「位置・規模・構造の基準」という。)を制定した。

本基準は、国家機関の建築物等に関する水準を整理・体系化し、適切な整備を推進していくことを企図し、「位置」の選定、「規模」の設定及び「構造」の決定に関し勘案すべき事項を定めたものである。

- 官庁営繕関係基準類等のうち21の技術基準類等が、各省各庁で共通に使用される「統一基準」として決定されており、各省各庁においては、統一基準の運用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進する必要がある。

2 計画的な官庁施設の整備

- 営繕計画書に関する意見書制度の的確な運用により、各省各庁の官庁施設が、無駄が生じない等合理的かつ適正に計画・整備されることが必要である。

3 官庁施設の保全の適正化

- 官庁施設は、国民の共有財産であり、長期にわたり良質なストックとして国民の社会経済活動の基盤となるよう有効に活用されなければならない。そのため各省各庁は、官公法に基づき、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年国土交通省告示第551号)の活用や保全状況の報告を行うなど、所管する官庁施設の営繕とともに適正な保全を推進しなければならない。

II 官庁施設の整備等の現況

- すべての国家機関の建築物に係る総施設数(1敷地に位置する1または複数の建築物を1施設として計上)及び総延べ面積は、14,900施設(約48,466千 m^2)であった(公有及び私有建築物の借用等を除く。平成24年7月現在。国土交通省調べ)。このうち、官公法第2条の「庁舎」に該当する施設は、8,198施設(約19,022千 m^2)で全体の約55%(面積では約39%)を占める。
- 築後30年以上の国家機関の建築物の経年別延べ面積の割合は、全体の約35%となっている。
- 国土交通省では、保全実態調査、官庁建物実態調査等各種調査を実施し、官庁施設の実態把握を行い、技術的観点から施設整備の緊急度等について意見を述べるための基礎資料としている。
- 保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査である。平成23年度に調査を実施した11,446施設のうち、一般事務庁舎等を保全の観点で見ると、外壁や設備機器等各項目で何らかの修繕が必要な状況となっている。
- 官庁建物実態調査の実施施設の総延べ面積は、約1,105万 m^2 であり、うち国有建築物の総延べ面積は約1,069万 m^2 である。一方、公有及び私有建築物の借用面

積は約 36 万㎡で、全体の 3.3%となっている。

- 非木造建築物の老朽度の目安となる現存率は、建物全体としての新築時に対する現存価値の割合を表しており、現存率 80 以下の建築物の割合をみると、平成 8 年度の 48.5%から平成 23 年度には 58.1%まで増加している。

Ⅲ 官庁施設整備等における主要課題と主な施策

1 安全・安心の確保

- 官庁施設については、位置・規模・構造の基準に規定された官庁施設の種類に応じた耐震安全性を確保する必要がある。
- 東日本大震災により、官庁施設の防災機能強化の必要性が改めて認識されているところであり、特に、災害応急対策活動に必要な官庁施設については、大規模地震発生時にその機能を十分に発揮できるよう、構造体のみならず建築非構造部材、建築設備も含めた総合的な耐震安全性の確保を図っていくことが必要である。

2 官庁施設ストックの有効活用

- 保全業務支援システム（BIMMS-N）等を活用した施設の状況把握、保全に関する記録の整備やこれらを活用した中長期保全計画を作成し活用することで、適正な保全と計画的な整備を実施していかなければならない。

3 環境負荷低減への取組

- 官庁施設の整備等においては、環境物品等の調達の推進や「国等における温室効果ガス等の抑制に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境配慮型プロポーザル方式の採用等が求められている。
- 官庁施設に求められる環境保全性を的確に確保できるよう、「官庁施設の環境保全性基準」を適切に運用することが必要である。

4 地域社会との連携の推進

- 官庁施設は、都市を構成する主要な要素の一つであることから、地方公共団体をはじめとする様々な関係者と連携の下、地域の特性等を考慮しつつ、良好な市街地環境の形成や魅力とにぎわいのある都市拠点の形成に資する必要がある。

5 官庁施設における木材の利用の推進

- 平成 22 年 5 月に成立した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）や、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 1 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）等に基づいて、官庁施設における木材の利用を促進する必要がある。

6 東日本大震災を踏まえた対応

- 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）において、「国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る。」とされており、引き続き所要の対策を実施していく必要がある。
- 津波対策としては、東北地方太平洋沖地震による官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」（平成 23 年法律第 77 号）を踏まえ、津波発生時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。